

陳情第25号	受理年月日	令和3年5月24日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る 沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める意見書の 提出について	
要旨	<p>沖縄県では、米軍の普天間飛行場（宜野湾市）移設に伴う名護市辺野古沿岸部の埋立工事が実施されており、埋立てのため沖縄本島南部の土砂を使用する計画があることが明らかになった。沖縄は第2次世界大戦時に住民を大規模に巻き込んだ唯一の地上戦が行われた場所であり、合計約20万人以上の犠牲者を出した。沖縄本島南部の土砂には、沖縄住民、本土から召集された日本兵、米兵、朝鮮出身の方々など、沖縄戦に巻き込まれた様々な方々の遺骨が混じっていると考えられている。</p> <p>2016年に国会において、戦没者遺骨収集推進法が超党派の議員立法により全会一致で成立し、同法第1条には、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにする、との目的を記しており、2024年までを集中実施期間と指定している。</p> <p>にもかかわらず、日本政府は国の責務で遺骨収集にあたるという同法の精神に反し、遺骨の混じった土砂を使って新基地建設を強行しようとしている。これは、国会で示された戦没者とその遺族の尊厳の尊重を求める民意への裏切りであり、国家的な人権侵害、民主主義からの逸脱行為である。よって、人道的、倫理的な観点から速やかに中止すべきである。</p> <p>沖縄戦では、日本全国から召集された日本兵が沖縄守備軍として沖縄に駐屯した。本土防衛のために沖縄を捨て石にする持久戦の中で、日本軍は沖縄住民に犠牲を強いつつ、約6万6,000人の日本兵も命を奪われた。2021年4月1日現在、4,030名の福岡県出身者が沖縄戦犠牲者として平和の礎に刻銘されており、かけがえのない命を落とした先人たちの尊厳を</p>	

(続 く)

守るため、沖縄の問題と他人事にせず、当事者として考え、取り組む必要がある。

については、辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める意見書を国及び衆議院、参議院に提出していただきたい。